

養育費

の取り決めに関する

公正証書の作成等

のための給付金を支給します

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育などに必要な費用です。子どもの生活を保障し、心と身体の成長を支えていくために、養育費を取り決めましょう。

区では、養育費の取り決めに関する、公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て等にかかる費用について、給付金を支給します。

対象者（～のすべてに当てはまる方）

練馬区在住の方

ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方

養育費の取り決めに関する公正証書等の作成日が令和3年4月1日以降である

公正証書等の費用を負担した方

取り決め方法と対象費用

取り決め方法

対象費用

いずれも養育費に関する費用のみ

○公正証書（強制執行認諾条項付きに限る）

公正証書とは、国の機関である公証人が作成する公文書です。取り決める両者が公証役場へ行き、両者で合意した内容を書面にします。強制執行認諾条項があれば、養育費が不払いの場合に強制執行ができます。

○公証役場に支払った公証人手数料

（目安）
養育費月額42,000～83,000円の場合、
公証人手数料17,000円

○家庭裁判所の調停・審判

調停委員会が両者の仲介をして話し合いをまとめ、書面にします。調停がまとまらない場合は、審判に移行し、裁判所が相当と認める養育費について決定します。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

○申し立て費用

・収入印紙代
・戸籍謄本等添付書類取得代
・裁判所からの連絡用郵便切手代

○家庭裁判所の裁判

離婚を求める訴訟の中で、離婚と同時に養育費についても判決で決めてもらうことができます。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

（目安）
・収入印紙代 1,200円（×子の人数）
・戸籍謄本 450円
・連絡用切手代 調停は1,000円程度
裁判は6,000円程度

問い合わせ

練馬区 生活福祉課 ひとり親家庭支援係 .03-5984-1319

（区役所本庁舎10階 / 月～金曜 8:30～17:15） 相談や申請手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。

給付金申請の流れ

1 申請書類の提出 事前にご予約のうえ、ひとり親家庭支援係窓口へご提出ください。

公正証書や調停調書などの**作成日から6か月以内**に申請してください。
申請書類はいずれも**原本**をお持ちください。その場でコピーのうえ、ご返却します。

【公正証書の場合】

公正証書（強制執行認諾条項付きに限る）
公証人手数料の領収書

【調停・裁判の場合】

裁判所の調停調書や判決書など
収入印紙代のレシート
戸籍謄本等取得代のレシート
裁判所からの連絡用切手代のレシート

2 決定通知の受取 支給の可否や支給決定額について区から通知します。

3 請求書の提出 区が請求書を受理してから振込まで2～3週間程度かかります。

養育費取り決めに関するQ & A

Q 養育費は子どもが何歳になるまでもらえるの？

A 養育費は、子どもが経済的・社会的に自立するまで必要とされ、一般的には成人までとされています。ただし、大学等に進学の場合は、話し合いにより、卒業までと決めることもできます。

Q 離婚時に養育費はいらないと言ったけれど、あとからでも請求できるの？

A 離婚後に状況が変わり、養育費が必要になった場合は相手方に請求することができます。

Q 養育費の金額は決まっているの？

A 決められた金額はなく、両者の収入等を考慮し、話し合いにより決定します。金額の目安になるものとして「養育費算定表」があります。算定表は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で紹介されています。

Q 公正証書はどこで作るの？

A 公正証書は公証役場に両者で出向いて作成します。どの公証役場でも作成できます。お近くの公証役場へご相談ください。（参考：練馬公証役場→）

Q 調停はどこ裁判所に申し立てるの？

A 原則として、相手の住所地の家庭裁判所に調停を申し立てる必要があります。申し立ては郵送でも可能です。詳しくは最寄りの家庭裁判所に問い合わせるか、家庭裁判所のホームページをご覧ください。

練馬公証役場

練馬区豊玉北5-17-12 練馬駅前ビル3階
電話 03-3991-4871（平日9時～17時）

